

川崎市上下水道局規程第14号

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月24日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成18年川崎市水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第8項第2号中「第1項の規定による請求にあつては3歳に、第2項の規定による請求にあつては」を削る。

第12条第1項に次の1号を加える。

（7）子育て部分休暇

第17条の3第4項中「規定による部分休業」の次に「、子育て部分休暇」を、「当該部分休業」の次に「、当該子育て部分休暇」を加える。

第21条を第24条とし、第20条を第23条とし、第19条第1項、第3項及び第5項第2号中「又は組合休暇」を「、組合休暇又は子育て部分休暇」に改め、同条第5項の次に次の1項を加え、同条を第20条とする。

6 管理者は、子育て部分休暇を受けている職員が次の各号に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

（1）子育て部分休暇を受けている職員について当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。

（2）子育て部分休暇を受けている職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。

(3) 子育て部分休暇を受けている職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。

第20条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第21条 管理者は、職員が配偶者等、父母、子、配偶者の父母又は第17条第1項各号に定める者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 管理者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する休暇年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第22条 管理者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第18条の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第19条 職員（育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員その他管理者が定める職員を除く。）は、小学校就学の始期から中学校就学の始期に達するまでの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認

められる場合には、管理者の定めるところにより、子育て部分休暇を受けることができる。

2 子育て部分休暇の単位は、30分とする。

3 子育て部分休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間を超えない範囲内の時間とする。

4 別表第5に定める職員の育児を事由とする特別休暇（以下この項において「育児時間」という。）、介護時間又は育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

5 第1項で定める職員は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

6 第17条の3第5項の規定は、子育て部分休暇について準用する。

別表第5の16の項中「の看護」を「の看護等」に、「を看護する」を「の看護等をする」に改め、同表備考12関係中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同表備考16関係中第2号を削り、第1号を第2号とし、同表備考16関係に第1号として次の1号を加える。

（1）「看護等」とは、負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話、疾病の予防を図るために必要な子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものに伴う子の世話を行うこと又は子の教育若しくは保育に係る行事のうち管理者が定めるものへの参加をすることをいう。

別表第5備考17関係中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同表備考19関係中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。